

計画の体系（基本理念・基本方針・基本施策）（案）

総合計画の方向性 （福祉に関する部分の抜粋）	甲賀市地域福祉推進計画 （中間見直し）の体系・骨子	国の方向性	滋賀県の方向性 （滋賀県地域福祉支援計画 H28.3）	新計画の体系・骨子（案）		
				基本理念（案）	地域の中で人々がつながり 暮らしの幸せを未来へつなぐまち あい甲賀	
総合戦略の方向性				新計画立案に向けた課題（現行計画ベース）	基本方針（案）	基本施策（案）
<p>○ともに認めあう人権文化のまちづくり</p> <p>○みんなで支えあう福祉のまちづくり</p> <p>○安心して子どもを産み育てられるまちづくり</p> <p>○みんなが健康でいきいきと暮らせるまちづくり</p> <p>○学びが生きがいとうみだすまちづくり</p>	<p>基本理念 共に生き、支えあい、個性が輝く、人権尊重と健康福祉のまちづくり</p> <p>基本方針 1 地域福祉システムの整備 (1) 福祉サービス利用のための相談・情報支援体制の整備 (2) 福祉サービスの質の評価と向上 (3) 人権尊重と権利保障・権利擁護体制の整備</p> <p>基本方針 2 健康福祉のネットワーク (1) 事業の健全な発達 (2) 「健康福祉ネットワークの形成」と生活関連分野との連携方策</p> <p>基本方針 3 住民参加 (1) 住民参加のための情報を入手するための支援 (2) クラス別生活課題の支援 (3) 住民などの意識の向上と主体的参加の促進 (4) 地域福祉を担う人材養成</p> <p>基本方針 4 地域福祉活動の基盤強化 (1) 活動の拠点を確保するための方策 (2) ユニバーサルデザインの普及促進 (3) 横断的な組織の設置など地域福祉に関する体制の整備</p>	<p>○地域福祉推進の基本目標 (1) 生活課題の達成への住民等の積極的参加 (2) 利用者主体のサービスの実現 (3) サービスの総合化の確立 (4) 生活関連分野との連携</p> <p>○計画に盛り込むべき事項（社会福祉法 107 条） (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項 (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項</p> <p>【その他】 ・要配慮者の支援（避難行動要支援者） 高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿作成</p> <p>・生活困窮者の支援 生活困窮者に対し、生活保護受給に至る前の段階で早期に支援を行うとともに、必要に応じて生活保護受給者も活用できるようにすることにより、困窮状態からの早期脱却を図る</p> <p>・障害者差別解消法 すべての人々が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現</p>	<p>1 共生の地域福祉の推進 (1) 地域における福祉の仕組みづくり ①民生委員・児童委員活動の推進 ②地域福祉コーディネーターの育成 ③小地域福祉活動の促進 ④活動資金の確保と有効活用 (2) 災害時の支援体制づくり ①地域の要配慮者情報の共有と避難体制の整備の推進 ②災害ボランティア活動の促進 (3) 障害者差別解消法を通じた多様な価値観を認め合う福祉文化づくり ①障害者差別解消支援地域協議会の整備 ②多様な価値観を認め合う福祉文化づくりの推進</p> <p>2 担い手づくり (1) 福祉意識の向上と次世代育成 ①ノーマライゼーション理念の普及・啓発 ②インクルーシブ教育の推進 ③生涯にわたる福祉学習・人権教育の推進 (2) ボランティア ①ボランティア活動の推進 ②社会貢献活動の促進 (3) 専門的人材 ①若者の進路選択支援 ②多様な人材の参入促進 ③福祉職場への定着促進 ④社会福祉関係者の資質の向上</p> <p>3 安心のサービス利用 (1) 困りごとを抱える人への総合的な対応の推進 ①生活困窮者支援を通じた地域の支援ネットワークの構築 ②矯正施設退所者等への支援 ③戸籍のない人への支援 (2) 利用者の権利擁護 ①権利擁護の推進 ②成年後見制度の活用促進 (3) 苦情解決の仕組み ①事業者の苦情解決体制の整備 ②適切な苦情解決の促進 (4) サービスの質の向上と透明性の確保 ①健康福祉サービス評価システムの推進 ②健康福祉機器や情報通信技術（ICT）の活用促進 ③社会福祉法人の情報公開の推進</p>	<p>(1) 地域福祉システムの整備について ○相談窓口の周知の徹底 ○誰もが相談しやすい仕組みづくり〔重点〕 ○サービスの質の確保 ○成年後見制度の利用を促進、権利擁護の推進 ○持続可能な地域福祉の実現〔重点〕 ○生活困窮者等への支援〔重点〕</p> <p>(2) 健康福祉のネットワークについて ○地域包括ケアシステムの構築、推進〔重点〕 ○既存の福祉サービスの充実 ○幅広い事業者が参入できる環境づくり ○必要に応じて行政によるサービスや民間事業者、NPO法人、地域のボランティア活動などのサービスを組み合わせしていく ○高齢者の社会参加の推進〔重点〕 ○地域では生活上の問題を解決するため、保健・医療・教育・まちづくり・経済など生活に関連し隣接する分野の連携体制の充実</p> <p>(3) 住民参加について ○継続的に災害の意識向上 ○避難行動要支援者への支援〔重点〕 ○平常時から要援護者の居所等の情報を、自主防災組織などの避難支援者と情報を共有する等 ○住民参加の情報提供の充実 ○互いに課題を共有し、解決のための目標や活動によってつながり、支えあいを深めていくこと ○地域福祉を推進する担い手の育成 ○福祉意識の高揚とともに、地域活動に参加するきっかけづくり ○総合的な子育て支援体制づくりの推進〔重点〕</p> <p>(4) 地域福祉活動の基盤強化について ○移動支援の充実〔重点〕 ○市内部の各部局横断的な組織の活用 ○市以外の各種行政機関とも連携し、社会福祉協議会を地域福祉の推進主体として位置づけるなどの体制づくり</p>	<p>【基本方針 1】 地域での支え合い、支援のしくみづくり 地域の強みを活かし、見守りや支えあいを進めることにより、地域のつながりを強化します。また、支援を必要とする人の早期発見や地域での課題の共有・対応することで、だれもが住み慣れた地域で自立した暮らしができるよう支援を充実します。</p> <p>【基本方針 2】 地域福祉を支える人づくり 地域福祉の推進のため、地域の社会資源と連携し、ボランティア活動や地域の活動を促進するとともに、次代を担う子どもへの福祉教育の充実を図り、地域福祉の担い手を育成します。また、福祉、介護、保健等の専門的な人材の育成、支援を充実します。</p> <p>【基本方針 3】 適切な支援へつなげる体制（ネットワーク）づくり だれもが必要な福祉サービスの情報を把握できるよう、わかりやすい情報提供に努めるとともに、身近で気軽に相談できる体制や総合的な相談窓口の整備をします。 また、関係団体との連携強化を図り、次につながる支援体制づくりを推進します。</p> <p>【基本方針 4】 安全で安心して暮らせる地域づくり 子どもからお年寄りまで安全で安心なまちづくりを推進するため、地域の防災・防犯体制の強化を図るとともに、きめ細やかなサービスの提供を充実させ、福祉サービスの質の向上を図り、誰もが住みやすく、健康でいきいきしたまちづくりを推進します。</p>	<p>(1) 地域の支え合い、見守り活動の推進 (2) あらゆる人が交流する場づくり (3) 地域で支援が必要な人への対応 (4) 住み慣れた地域での暮らしの推進 〔重点〕 地域包括ケアシステムの構築、推進 〔重点〕 持続可能な地域福祉の実現</p> <p>(1) 福祉教育の充実 (2) 地域福祉の担い手の育成 (3) ボランティア活動の推進 (4) 高齢者等の社会参加の推進 (5) 福祉、介護、保健等の担う専門的な人材の育成・支援 〔重点〕 地域包括ケアシステムの構築、推進 〔重点〕 持続可能な地域福祉の実現</p> <p>(1) 福祉情報の提供体制の充実 (2) 地域の相談・支援体制の充実 (3) 横断的な地域福祉推進のための体制づくり (4) 関係団体との連携強化による支援体制づくり 〔重点〕 誰もが相談しやすい仕組みづくり 〔重点〕 生活困窮者やひきこもり等への支援 〔重点〕 総合的な子育て支援体制づくりの推進</p> <p>(1) 地域の防災・防犯活動の推進 (2) 誰もが住みやすいまちづくりの推進 (3) きめ細やかなサービスの提供と質の確保 (4) セーフコミュニティの推進 (5) 健康を支える環境づくり 〔重点〕 避難行動要支援者への支援 〔重点〕 総合的な子育て支援体制づくりの推進 〔重点〕 移動支援の充実</p>